



第142号

26・5・8

人事課

2014年5月8日

門真市長 園部一成様

門真市職員労働組合

執行委員長 西本孝雄



要求書

2014年夏季・一時金要求などについて、下記のとおり要求します。

記

1. 夏期一時金については、期末手当として2,67カ月プラス41,000円を支給すること。
2. 「役職別段階加算制度」については、ただちに廃止し、全職員一律10%支給に改めること。
3. 管理職における人事評価結果に基づく勤勉手当・昇給の反映はおこなわないこと。
4. 「現業職員に係る給与体系の見直し」は職種によって賃金を差別・分断するものであり、導入しないこと。
5. 初任給の引き下げは行わないこと。
6. 2013年8月の人事院報告で示された「給与制度の総合的見直し」について、「具体化・強要するな」の政府への要請を行うこと。また、2014年度の地方交付税額の算定に「行革努力」を盛り込むことについて、自治体としての反対の意思を示すこと。
7. 「民間調査比較対象事業所規模」の引き下げについては「民間準拠」を口実とした水準以下と地域間格差を拡大するものであることから、従来の「100人以上」に戻すよう、人事院に働きかけを行うこと。
8. 非正規・関連労働者の賃金・労働条件についても均等待遇の立場で、正規職員との格差是正にむけ具体的な措置を講じること。
9. 業務実態に見合った人員・体制の改善、職員の健康増進（超過勤務縮減、有給休暇取得向上）と、震災などいかなる事態にも自治体として住民に対して責任ある対応が出来るよう、必要な人員を正規職員として引き続き計画的に採用すること。
10. 地域手当については、早急に15%を支給すること。
11. 過労死防止のためにも、超過勤務手当の支給率の引き上げ措置は、45時間以上を対象にすること。
12. 夏季休暇については、春闘要求どおり10日間とすること。
13. 結婚休暇については、現行通りとすること。